

神戸公式観光サイト「FeelKOBE」 広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸公式観光サイト「FeelKOBE」(以下「FeelKOBE」という)の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 FeelKOBE に掲載する広告及び、当該広告がリンクしているページの内容については、市の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 神戸や観光と関連性の無いもの
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (3) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (5) 個人・団体の意見広告と名刺広告
- (6) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (7) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集にかかるもの
- (8) 法令等に違反する恐れのあるもの

ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告

イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの

ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの

エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの

オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの

カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの

- (9) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告

イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告(神戸市男女共同参画の推進に関する条例第8条に該当する広告)

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等

エ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業

オ 都道府県知事または市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告

カ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告(ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く)

キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告

ク 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの

(10) 消費者保護の観点から適切でないもの

- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
- イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告
- ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの施術、役務サービス業の広告
- エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告
- オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
- カ 過去 5 年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
- キ 住宅等の物件についての告知
- ク 結婚相談所または交際紹介業に関する広告
- ケ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告
- コ 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告

(11) 次に掲げる広告

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
- イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告
- エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
- オ あたかも FeelKOBE が推奨しているような表現のもの
- キ FeelKOBE の一部であると混同する恐れのある広告

(12) その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、(財)神戸国際観光コンベンション協会(以下「コンベンション協会」という)と、運営会社 特定非営利活動法人 デジタルサーカス(以下「デジタルサーカス」という)が協議のうえ判断する。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、掲載するページにより指定されたものとする。
- (2) 形式 G I F, J P E G, P N G, S W F
- (3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない
- (4) 広告を掲載するページ、位置及び枠数は該当のページごとにそれぞれコンベンション協会とデジタルサーカスが協議のうえ、これを定める。

(掲載料金)

第4条 掲載料については、コンベンション協会が決定する。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

2 広告掲載期間中、コンベンション協会もしくはデジタルサーカスの都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載の申し込み)

第7条 FeelKOBE への広告掲載希望者は、広告掲載申込書により、郵送、FAX、またはEメールで期間内に申し込むこととする。その際、コンベンション協会とデジタルサーカスは必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(掲載決定等)

第8条 コンベンション協会、デジタルサーカスは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者へ通知する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第3条に規定する枠数を超えるときは、協議により決定する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、デジタルサーカスが指定する期日までに、納めるものとする。ただし、デジタルサーカスおよびコンベンション協会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第10条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1ヶ月単位とする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿(データ)の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、またはこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、FeelKOBE への広告掲載が適切でないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、FeelKOBÉへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりデジタルサーカスに申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の月額総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附則

この要綱は、平成22年8月3日から施行する。